

令和元事務年度における相続税の調査等の状況

令和2年12月
金沢国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（425万円）が対前事務年度比118.6%と増加しました。**

○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等		
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 280	件 267	% 95.4
②	申告漏れ等の非違件数	件 252	件 235	% 93.3
③	非違割合 (②/①)	% 90.0	% 88.0	ポイント ▲2.0
④	重加算税賦課件数	件 38	件 39	% 102.6
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 15.1	% 16.6	ポイント 1.5
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円 6,452	百万円 6,080	% 94.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 852	百万円 830	% 97.4
⑧	追徴税額	百万円 本税 856	百万円 994	% 116.1
⑨		百万円 加算税 147	百万円 141	% 95.6
⑩		百万円 合計 1,004	百万円 1,135	% 113.1
⑪	1 実地 件当 り調 査	万円 申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注) 2,304	万円 2,277	% 98.8
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 358	万円 425	% 118.6

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（68.3%）が前事務年度より6.9ポイント増加し、簡易な接触1件当たりの追徴税額（51万円）も対前事務年度比204.8%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成30事務年度	令和元事務年度		
①	簡易な接触件数	197 件	205 件	104.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	71 件	78 件	109.9 %	
③	回答等の件数 ^(注1)	50 件	62 件	124.0 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数（②＋③）	121 件	140 件	115.7 %	
⑤	非違及び回答等の割合（④／①）	61.4 %	68.3 %	6.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注2)	678 百万円	997 百万円	147.1 %	
⑦	追徴税額	本税	45 百万円	97 百万円	217.1 %
⑧		加算税	4 百万円	7 百万円	171.2 %
⑨		合計	49 百万円	104 百万円	213.2 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格（⑥／①） ^(注2)	344 万円	486 万円	141.3 %
⑪	た接り触	追徴税額（⑨／①）	25 万円	51 万円	204.8 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

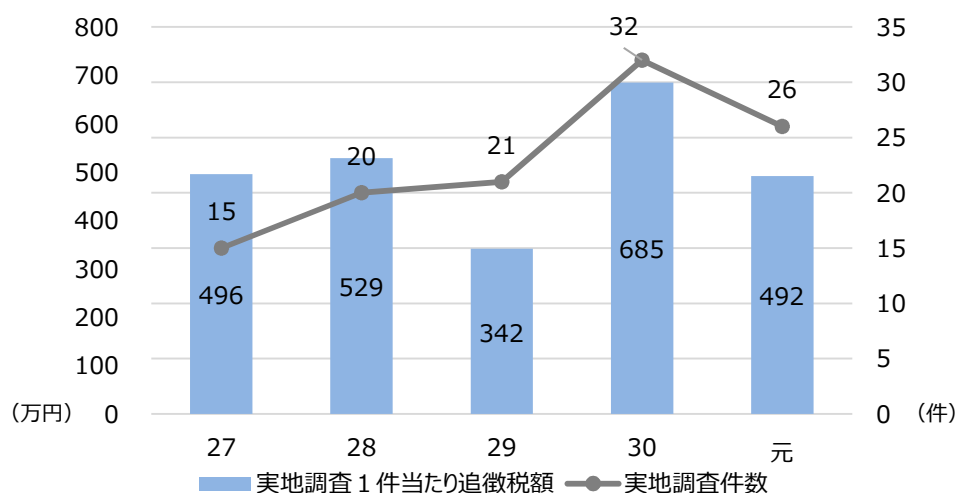
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、実地調査や簡易な接触を活用することでの確な課税処理に努めています。

令和元事務年度においては**実地調査1件当たりの追徴税額（492万円）**が**対前事務年度比71.7%**と減少しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 32	件 26	% 81.3
②	申告漏れの非違件数	件 29	件 22	% 75.9
③	非違割合 (②/①)	% 90.6	% 84.6	ポイント ▲6.0
④	申告漏れ課税価格	百万円 2,820	百万円 1,839	% 65.2
⑤	追徴税額	百万円 本税 174	百万円 104	% 59.8
⑥		百万円 加算税 46	百万円 24	% 52.7
⑦		百万円 合計 219	百万円 128	% 58.3
⑧	1 実地調査 件当たり	万円 申告漏れ課税価格 (④/①) 8,811	万円 7,071	% 80.3
⑨		万円 追徴税額 (⑦/①) 685	万円 492	% 71.7

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

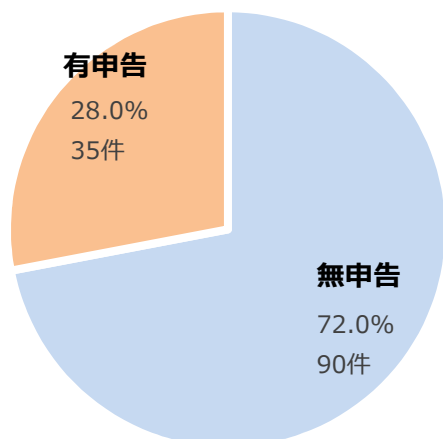
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（103万円）**が対前事務年度比**35.9%**と減少しました。

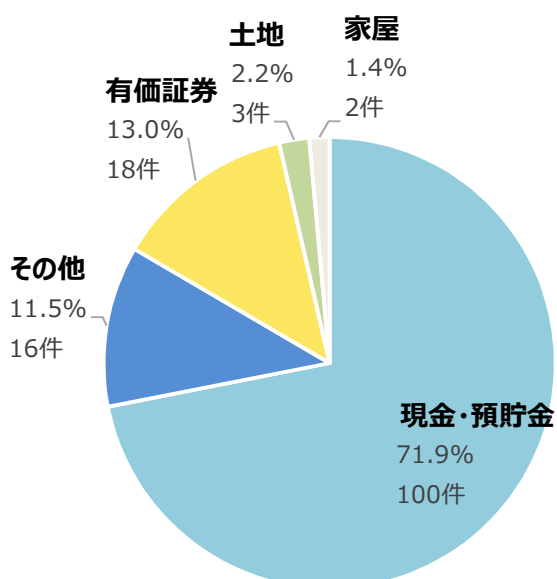
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成30事務年度	令和元事務年度	
①	実地調査件数	63件	125件	198.4%
②	申告漏れ等の非違件数	63件	125件	198.4%
③	申告漏れ課税価格	484百万円	469百万円	97.0%
④	追徴税額	180百万円	128百万円	71.2%
⑤	1実地 件 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	768万円	375万円	48.9%
⑥	追徴税額 (④/①)	286万円	103万円	35.9%

○ 調査事績に占める無申告事案の状況

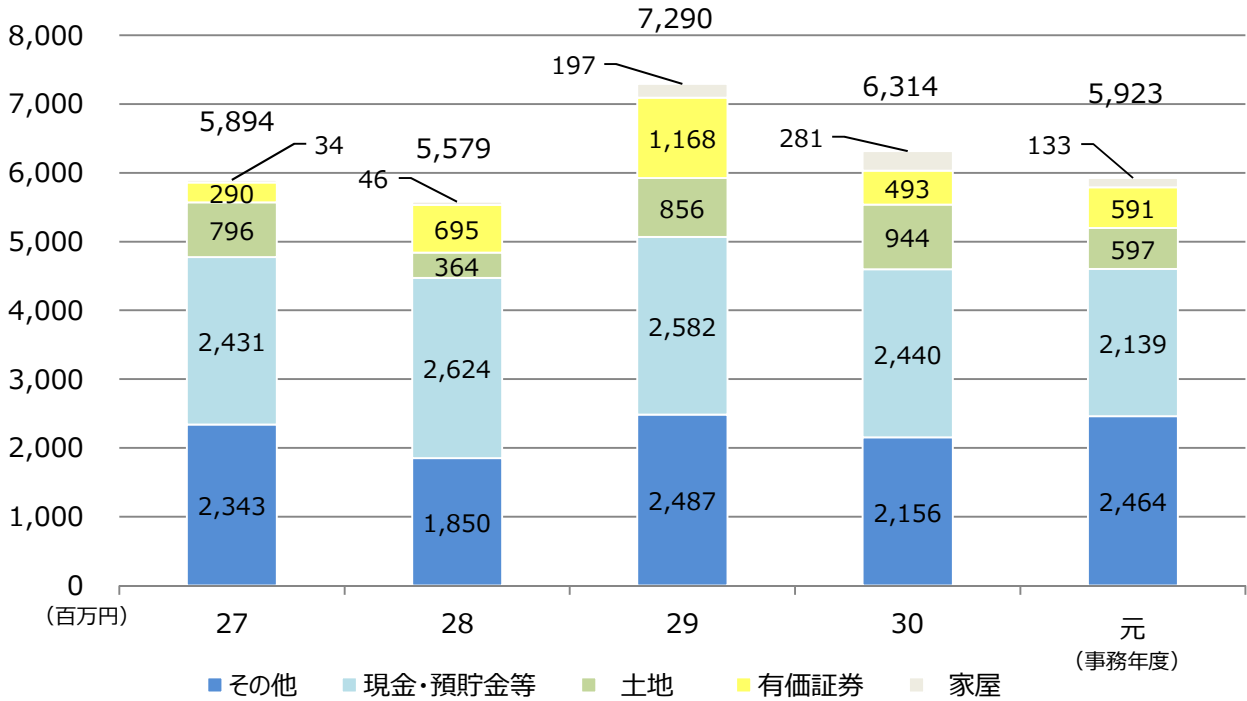


○ 調査事績に係る財産別非違件数



Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

